



発行 東京都

目次

告示

- 建築士法による行政処分……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 鳥獣捕獲等事業の認定……………(環境局自然環境部計画課) ……
- 港湾施設の供用中止……………(港湾局港湾経営部経営課) ……

告示

●東京都告示第二十三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者の氏名、建築士の別及び登録番号
別表のとおり

二 処分をした年月日

平成二十九年十二月十一日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十条第一項第一号に該当するため

別表

氏名	建築士の別	登録番号
須崎 徹也	二級建築士	東京都知事登録 第66475号
千葉 和弘	二級建築士	東京都知事登録 第70703号
矢ヶ崎 理	二級建築士	東京都知事登録 第71862号
都筑 康介	二級建築士	東京都知事登録 第76575号
浅川 由有紀	二級建築士	東京都知事登録 第78699号
安藤 耕作	二級建築士	東京都知事登録 第83527号

●東京都告示第二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

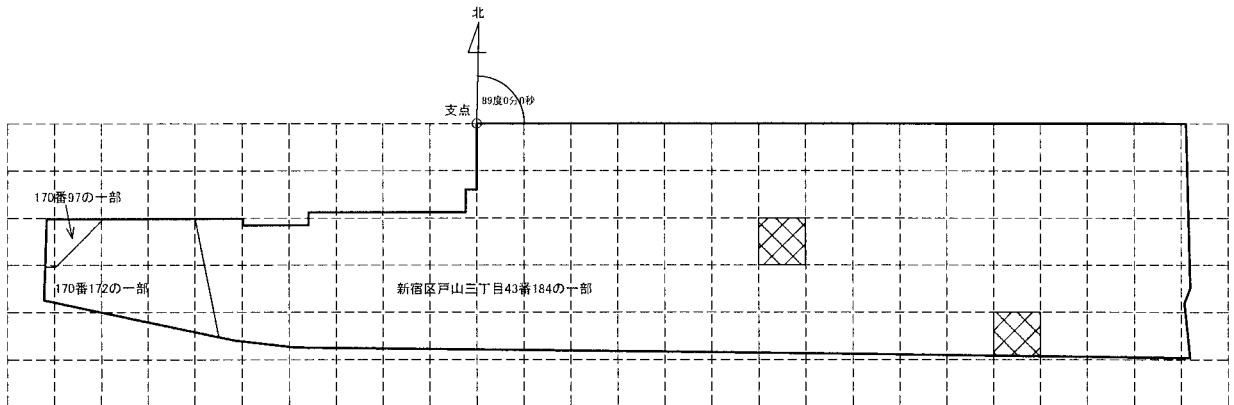
平成三十年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区戸山三
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその
化合物

別図



【凡例】	
—	調査範囲
----	単位区画
—	筆境界
⊗	形質変更時要届出区域

【支点】
支点は、調査範囲の最北端とする。

【格子の回転角度(89度0分0秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線
並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている
格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001